

SABRINA

利用規約

第1章 総則

第1条【名称・目的】

当施設は SABRINA（以下甲という）と称し、会員が甲内の諸施設を利用して施術、勉強、商談、会議、講習会、イベント等の行為、または会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2条【所在地】

甲は神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 42-12 ウィルローズセンター南ブリザ 2 F に位置する。

第3条【会員】

1. 会員はアクティブ会員・バーチャル会員・2 タイプの会員があります。会員は、本規約及び甲が定めた事項に従うこととします。
2. 会員は個人契約とし、複数での利用はできません。（又貸し・転貸禁止）

第4条【入会資格・入会審査】

甲への入会資格を有する方は、会則を承認し入会を希望する方とします。但し、次に該当する方は入会することができません。

1. 暴力団関係者、暴力団員、関係企業、団体、またはその関係者、その他反社会勢力に属する者、禁止薬物使用者。
2. 16 歳未満。
3. 甲が行う審査により、該当でないと判断された場合。

第5条【満 18 歳以下の方の取り扱い】

満 18 歳以下の方が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、入会申込みを行うものとします。この場合、親権者は規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条【入会手続】

甲への入会を希望する方は所定の申込手続き（申請書・規約書の署名捺印）を行い甲の承認を得た上で、入会金及び会費、諸費用を甲に納入していただきます。尚、入会時に納入された入会諸費用は理由の如何を問わず返還いたしません。

第7条【休会】

<アクティブ会員>

甲のサービスを一時休止する場合、**休会希望月の 2 カ月前迄**に来館し会員証を添付の上、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。（電話・FAX による申し出は受け付けられません）また、未納金のある場合は完納しなければなりません。休会期間は休会申込日より 6 ヶ月間迄とします。休会中の会費は、本会費の 0 % とし、6 ヶ月後自動的に退会となります。

（※例：5 月末まで使用し、6 月～休会する場合は、4 月 30 日までに届け出てください）

<バーチャル会員>

甲のサービスを一時休止する場合、期間満了 2 ヶ月前までに、書面にて所定の手続きを完了しなければな

りません。（電話・FAXによる申し出は受け付けられません）また、未納金のある場合は完納しなければなりません。休会期間は休会申込日より6ヶ月間迄とします。休会中の会費は、本会費の0%とし、6ヵ月後自動的に退会となります。

第8条【退会】

<アクティブ会員>

会員個人の都合による退会は、退会希望月の2ヵ月前迄に来館し、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。（電話・FAXによる申し出は受け付けられません）

（※例：5月末まで使用し、6月～退会する場合は、4月30日までに届け出てください）

又、未納金のある場合は完納しなければなりません。

尚、月途中の解約であっても、申告を行った月の末日付での退会となります。

<バーチャル会員>甲のサービスを一時休止する場合、期間満了2ヶ月前までに、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。（電話・FAXによる申し出は受け付けられません）また、未納金のある場合は完納しなければなりません。休会期間は休会申込日より6ヶ月間迄とします。休会中の会費は、本会費の0%とし、6ヵ月後自動的に退会となります。

第9条【会費】

1. 会員は甲が定める月会費及び諸料金を基本的に銀行振替又はクレジットカードにより支払うものとします。但し、入会金及び入会初月・次月の2ヶ月分は現金にてご入金頂きます。

3ヵ月目からの銀行振替入金は専用用紙に必要事項を記入、銀行届印の押印ご提出又はクレジットカードでのお手続きをお願いいたします。

尚、所定の期日に引き落としができない場合は別途手数料が発生します。また、理由の如何を問わずこれを返金できません。

2. 銀行振替のお支払以外を選択した会員は、毎月該当月の前月20日までにSABRINAの指定の口座に振り込み（手数料は会員が負担してください）若しくはSABRINAレセプションまでご持参の上ご入金を完了してください。

3. 利用の有無を問わず、書面にて退会手続きを完了しなければ月会費のお支払いが必要となります。

4. 甲は運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、会員の改廃もしくは月会費・諸料金等の金額を変更することができます。

5. 会員が理由に関わらず会費等の納入を怠り、督促を受けてもなお所定の期日までにお支払いの無い時は年率14%の遅延損害金を加えた金額を含め、滞納分の会費の全額を納入していただきます。

第10条【諸手続】

会員は休会・退会等の手続きを、所定の方法で希望する前々月の末日迄に完了しなければなりません。（変更希望月が6月の場合、4月30日迄）また、会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合（氏名、住所、口座変更等）は速やかに甲へ届け出るものとします。

第11条【除名】

会員が次のいずれかに該当した場合、甲は当該会員の会員資格除名処分をなすことができます。

1. 本会則、その他甲が定める諸規則に違反したとき。

2. 甲の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
3. 会費、その他の諸支払いを怠り、督促を受けてもなお所定の期日迄にお支払いの無いとき。
4. 入会に際して甲に虚偽の申告をしたとき。
5. 甲が会員としてふさわしくないと判断したとき。
6. 他の会員に対する迷惑行為、甲の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
7. 第16条各号の禁止事項に抵触したとき。
8. 故意に甲の施設・設備等を破損したとき。
9. その他、本条各項に準ずる行為をしたとき。

第12条【会員資格の喪失】

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 甲を廃業したとき。

第2章 施設利用

第13条【諸規則の厳守】

会員は甲が別途定める規則・注意事項を厳守し甲内では職員の指示に従っていただきます。

第14条【責任事項】

1. 甲の施設利用に際して、本人自身または本人が第三者に生じさせた人的・物的事故については、甲に過失がある場合を除き、甲は一切損害賠償の責を負いません。
2. 甲の施設利用に際して、会員が甲または第三者に損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとします。
3. 施設内で発生した傷害・盗難その他事故については、甲に過失がある場合を除き、甲は一切損害賠償の責を負いません。

第15条【施設利用の注意事項】

- ① 入店時は、必ずレセプションでチェックイン（日時・お名前・入店時間）してください
退店時も同様に退店時間をご記入ください。
- ② 来客者（ゲスト）はレセプションカウンターでお名前・入店時間・退店時間等の必要事項をご記入ください。
- ③ セミナー・エステルーム、ネイルスペースのご利用は、使用後現状復旧願います。大きなゴミが出た場合はお申し出ください。整理整頓・美化を心がけ美しさを維持して頂きますようお願いいたします。
- ④ SABRINA 営業時間外（18時～翌9時半）のご利用はできません。9時半ご入店開始、18時までにご退店くださいませ。

18時以降（18～20時）のご利用に関しましては、事前予約にてご利用頂きます。予約を頂かずにご利用時間を過ぎてもご退店しなかった場合は、別途ご利用ルームのビジター料金をご請求致します。尚、

利用代金は当日、現金でご精算いただきます。

- ⑤ エステルーム・ネイルスペース・ヘアメイクスペースのご予約は、お客様又は練習相手等の確定した時間でご予約をお願いいたします。(まとめ予約はできません)
尚、キャンセル・遅刻は速やかに必ずご連絡をお願いいたします。無断キャンセル・遅刻は1時間2,000円(税別)のキャンセル料を頂く場合がございますのでご注意ください。
- ⑥ お客様より先にご来店ください。
- ⑦ お客様にはSABRINAの場所の確認をあらかじめご説明しておいてください。
- ⑧ 火気・臭いに関しましては厳重な管理の元、責任を持って行ってください。話声、音に関しましては周りの方へのご配慮をお願いいたします。
- ⑨ ミーティングルーム・セミナールーム・スタジオについては、ご予約後は基本キャンセルできません。やむなくキャンセルを願う場合は予約日の8日前までに口頭にて完了してください。
7日前から4日前までは30%のキャンセル料、3日前から当日は100%のキャンセル料を請求致します。当日時短も同様です。
- ⑩ ミーティングルーム・セミナールーム・スタジオの他社への又貸しが判明した場合は、利用規約違反とし、罰則の対象となる場合がございますのでご注意ください。
- ⑪ ミーティングルーム・セミナールーム・スタジオのご利用時間は、準備～片付けまでとなりますので余裕を持ったご予約をお願いいたします。尚、使用後の現状復旧は確実にお願いいたします。
その他ミーティングルーム・セミナールーム・スタジオ利用規約は別紙にありますのでご確認くださいませ。

第16条【施設利用の制限】

1. 甲はイベント、講習会、各種セミナーもしくはその他甲が必要と認めた場合には、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。
2. 甲は必要と認めた場合、会員の利用時間を制限することができます。
3. 甲は会員の方以外に施設の一部をビジターにて貸与し、その利用を認めることがあります。

第17条【禁止事項】

1. 他人を誹謗中傷すること。他人への迷惑行為。
2. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
3. 痴漢・覗き・露出等公序良俗に反する行為。
4. 甲が認めた時間外での小学生未満の入館。(大声を出す・走り回るなどの行為)
5. 施設内に落書きや造作をすること。
6. 動物を館内に持ち込むこと。
7. 危険物を館内に持ち込むこと。
8. 館内での喫煙。
9. 甲の業務を妨げる行為。
10. 他人へのストーカー行為。
11. 他人への施設利用を妨げる行為。

12. 会員権利の転貸
12. その他、本条各項に準ずる行為。

第3章 施設営業

第18条【営業時間】

営業時間は月曜日～土曜日 9:30～18:00、休業日を日祝日とします。

但し、臨時に時間を変更する場合は事前に施設内に掲示致します。

尚、甲が定休日を定める場合があります。

第19条【休館】

1. 甲は予め指定する期間を年次休館とする他、施設点検のための定期休館と臨時休館があります。
2. 前項の休館の他、施設の補修、改修、その他工事、天災等により営業が不可能と判断した場合は休館とさせていただきます。なお、休館が月の営業日の半数以上に渡る場合を除き、会費・諸料金は返還しません。

第20条【施設の休業・閉鎖】

甲は次の理由により、施設の全部もしくは一部を休業または閉鎖することがあります。

1. 天災その他やむを得ない理由により、開業が不可能なとき。
2. 施設の補修または改修をするとき。
3. 法令の制定、改廃、あるいは行政指導等によるとき。
4. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第21条【解散】

1. 甲はやむを得ざる事情による場合には、事前に予告をすることにより甲を解散することができます。この場合、入会金はいかなる場合も返還致しません。
2. 解散の理由が天災、公権力の命令、その他の不可抗力である場合には前項の予告期間を短縮することができます。

第4章 その他

第22条【ビジター】

甲は会員の同伴もしくは紹介または甲の承認に基づき、会員以外の方（以下ビジターという）に施設を利用させることができます。なお、ビジターは別途定める施設利用料金をお支払い頂きます。また、ビジターについてもご利用にあたり本会則は適用されます。

第24条【会則の改定】

甲は必要と認めた場合、本会則の改訂を行うことができます。また、甲に関するその他の諸規則についても同様とします。なお、会則を改定する場合には事前に掲示し、改訂内容は全会員に適用されるものとします。

【附則】

本会則は、2018年6月1日より施行致します。

以上

私は上記の規約に同意します。

令和 年 月 日

署名 _____ 印